

農委広報

しらたか

1.15 発行

2026

白鷹町農業委員会



収穫の喜び

主な記事

- 年頭のごあいさつ P2
- 意見書の提出、農業委員会大会 P3
- 有害鳥獣被害対策、農地パトロール P4
- 女性委員の活動 P5
- 地域計画、農業者年金 P6
- 農業委員会からのお知らせ、編集後記 P7・P8

町内各小学校5年生を対象に、稲刈り体験が行われます。

田植えから収穫までを体験することで、コメ作りの知識や自然の恵みの大切さ、収穫の喜びを学びます。

児童たちは慣れない作業に苦戦しながらも、立派に育った黄金色の稲を丁寧に収穫しました。



年頭のごあいさつ

第23期白鷹町農業委員会

会長 小林 孝次

新年あけましておめでとうございませう。皆様におかれましては、健康やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、農業委員会の活動に対して、日頃より多大なご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新年にあたり、白鷹町農業委員会を代表して一言ごあいさつ申し上げます。

近年の農業・農村を取り巻く環境は、農業者の高齢化や後継者不足、有害鳥獣による被害の拡大など大きな課題に直面しております。特に懸念されるのが、気候変動による異常気象です。頻発している猛暑や少雨などの自然災害は、農作物に被害をもたらしています。

また、鳥獣被害では熊による被害が激増し、出没や人的被害について毎日のように報じられ

ました。そのような中、政府は被害対策をとりまとめ、国民の命と暮らしを守るための対策の実施を行いました。引き続き支援を行っていただきたいと思います。

さて、国においては改正基本法に基づく「食料・農業・農村基本計画」が令和7年4月に閣議決定され、生産力向上、付加価値向上、輸出の促進により農業経営の収益力を高め、農業者の所得の確保・向上を図るための具体的な施策が掲げられたところです。食料に対する関心が高まっている中、食料安全保障の強化に向けた体制を構築していくよう、要請をしていく必要があると思います。

そして、魅力ある農業と活力ある農村を維持し、次の世代へ繋げていくためには農業の安定化を図り、意欲ある担い手を育

成し、農地利用の集積・集約化に努めなければなりません。今後も農業を継続していくには農業者の自助努力だけでは限界を超えております。農業者と関係機関が強く連携し農業を取り巻く問題について、社会情勢や国の政策の変革に的確に対応し得る農業経営の実現に向け、更なる施策の充実・強化が必要になります。

白鷹町農業委員会は、これらの課題を踏まえたうえで農業経営の安定化、農地等の利用の最適化、持続可能な産業としての農業の振興に向けて、なお一層農業委員会一丸となつて取り組んでいく所存でありますのでよろしく願い申し上げます。

最後に、町民の皆様におかれましては、本年が佳き年になりますよう、心よりご祈念申し上げます。年頭のごあいさつとさせていただきます。



農業委員一同

会長 小林 孝次 (滝野)
会長職務代理者 村上 浩康 (浅立)

委員 小口 修 (箕和田)

委員 菅原 政敏 (畔藤)

委員 小林 喜久雄 (横田尻)

委員 衣袋 則子 (十王)

委員 高橋 清吉 (荒砥)

委員 小松 晴治 (山口)

委員 児玉 匡樹 (高玉)

委員 新野 清 (広野)

委員 樋口 金一郎 (高岡)

農地利用最適化推進委員一同

蚕桑地区 庄司 彰

鮎貝地区 樋口 美弥子

荒砥十王地区 小関 清喜

鷹山地区 紺野 正光

東根地区 鈴木 茂

令和8年度「白鷹町農業農村振興施策に関する意見書」の提出

農業委員会は、農業経営の安定化、農地等の利用の最適化、持続可能な産業としての農業振興に向けて、11月25日（火）「白鷹町農業農村振興施策に関する意見書」を町に對し提出しました。

（以下、要旨）

1、担い手への農地の利用集積・集約化について

●地域計画の実行に向けた継続した協議の場の開催と定期的な見直し

●圃場基盤整備事業の推進と農道・農道橋・林道の整備

●スマート農業技術の早期普及と導入推進に向けた町独自の支援策の実施

2、新規就農者・担い手の確保について

●次代を担う世代が、農業に触れ、親しみ、農業を大切に思えるための学習・交流の場などの環境づくりの推進

●農業の担い手が研修及び研究ができるトレーニングファームやトレーニングセンターを置賜地方に整備するよう県への働きかけ

●農業所得向上のため、適正な価格形成の実現に向けた仕組みづくりについて、国に對す

る働きかけ

●6次産業化拠点施設の早期整備

●機械・施設の導入・更新に係る、国・県の支援制度を活用促進するための支援の充実

3、有害鳥獣対策について

●電気柵設置に對する支援事業・若手狩猟会員の増加に向けた狩猟免許取得の継続支援

●捕獲活動費用単価の増額

●狩猟者の育成をはじめ、個体数削減に向けた捕獲地策の強化

●処理施設の早期整備

4、自然災害被害への支援について

●国や県に對し支援要請の働きかけと、国・県事業で対象とならない取組について町独自の支援策の実施



小林会長（左から2人目）より意見書が手渡されました



令和7年度 山形県農業委員会大会 in 山形市

11月5日（水）、山形市のやまぎん県民ホールで県内の農業委員・農地利用最適化推進委員・担当事務局員等が多数参加し、山形県農業委員会大会が開催されました。

今年度は、一般社団法人全国農業会議所事務局長 植田智己氏の「最近の農業情勢と地域計画の実現・ブラッシュアップに向けた農業委員会活動」と題した講演がありました。年々、農業者が減少している現状の中でいかに地域計画の実現に向けた取組が大切かとの内容でした。

次に、活動事例報告において飯豊町中津川地区の「一般社団法人ふぁーむなかつがわ」の取組についての報告がありました。5年後には現在の約半分の人口になるとの予想の中、担い手の確保・中津川ブランドの生産販売・遊休農地や耕作放棄地の防止に向け、地域一丸となつて一生懸命取組んでいることが説明されました。

最後に、山形県農業委員会組織が一丸となつて取り組むことを宣言し、ガンバロウ三唱で閉会となりました。

（農振部会 小松晴治）



有害鳥獣被害対策について



近年、熊やイノシシ等の有害鳥獣の出没件数が著しく増加し、農作物への被害が多発しています。

有害鳥獣被害防止については、町内の関係機関で組織する白鷹町鳥獣対策協議会において情報交換や対策を検討しており、追い払いや捕獲については、白鷹町鳥獣被害対策実施隊を中心に活動をしています。

捕獲活動をするうえでの課題の

一つとして、埋設による有害鳥獣の処理があげられます。

白鷹町は福島県飯舘村の処理施設を視察し、**※減容化処理**による施設整備を計画しています。施設の整備にあたっては、運搬・廃棄物処理や臭気等の問題のない施設として、予定地周辺住民の理解と協力が欠かせません。

(農地部会 小口 修)

※減容化：廃棄物の体積を縮小させること

鳥獣被害対策各支援事業

【電気柵等設置支援】

農作物被害を軽減する電気柵等設置補助

■白鷹町有害鳥獣被害対策緊急事業（町鳥獣対策協議会事業）

対象者 ①販売農家または販売農家グループ

②自家用農家

補助率 ①電気柵等の設置に係る経費の3分の1
(上限10万円)

②電気柵等の設置に係る経費の3分の1
(上限 1万円)



■地域ぐるみで行う鳥獣被害防止推進事業

(町鳥獣対策協議会事業)

対象者 おおむね町内単位の集落

事業内容 地域において有害鳥獣被害防止を目的に被害防止計画を練り、地域ぐるみ（集落）で広域の電気柵を設置・管理する場合、町鳥獣対策協議会からその資機材一式を事業実施地区に貸与。

事業規模 3000m×2段張程度

採択要件 ①集落内の受益者3戸以上の合意形成。

②電気柵設置後は、計画に従い下草刈等を定期的に行うなど適切な維持管理に取り組むこと。

※令和7年度の実施内容となります。詳しくはお問合せ下さい。

【ご相談・お問合せ】林政課 森林整備係 85-6125まで

農地パトロールの実施と農地利用意向調査について

農業委員会は、毎年8月頃に町内全ての農地を対象に、農地パトロールを実施しております。農業委員・農地利用最適化推進委員・事務局により、地域の農地が適切に利用されているか、前年把握した農地が解消されているか、新たに遊休化した農地はないかなどを確認しています。

農地パトロールは、地図やタブレット・農地一覧を携行し、現地調査を行います。その際、遊休化している農地が見受けられた場合は個別で所有者に声がけをしたり、今後遊休化しそうな農地については事務局に報告することもあります。

農業委員会による農地の見守りは、この時期のみ行われているものではなく、遊休農地化が進まないよう、日々地域の利用状況を注視しています。

将来的に不安などをお持ちの方は、農業委員会にご相談していただければと思います。
(農振部会 菅原政敏)



再生利用困難農地

農業委員会では、耕作または保全管理が実施されず「遊休農地」と判断した農地の所有者や耕作者に対し「農地利用意向調査」を実施しています。

この調査により、ご自身で耕作するか、あるいは農地中間管理事業等を活用した農地の貸付を行う意向があるのか、などを確認しています。

また、すでに山林のような状態になっており、草刈りや農業機械による耕起だけでは再生が困難な「非農地」が確認された農地につきましては、手続きを踏まえ所有者にお知らせいたします。

調査票等がお手元に届いた際には、回答にご協力くださるようお願いいたします。



農地情報公開システム「eMAFF農地ナビ」を活用しましょう！

eMAFF農地ナビとは、市町村及び農業委員会が整備している農地台帳及び農地に関する地図について、農地法に基づき農地情報をインターネット上で公表するサイトです。

どなたでもパソコンやスマートフォン等により農地情報（所在地、面積等）を地図上で確認できますので、ご活用ください。

eMAFF農地ナビはこちら

<https://map.maff.go.jp/>



女性農業委員・農地利用最適化推進委員の活動紹介

〓置賜地方農業委員会連絡協議会〓
女性農業委員・推進委員研修を終えて(米沢市)

10月23日(木)、米沢市において置賜地方農業委員会連絡協議会女性農業委員・推進委員研修会が開催されました。

初めに、(株)米沢牛黄木の加工施設を見学させていただきました。徹底した衛生管理・温度管理の状況を間近で見たことで、消費者が安心して購入し、食すことができるのだと実感しました。

次に、農事組合法人麦わらぼうしで運営しているカフェを会場に、3名の新規就農者のお話をお聞きしました。就農するにあたり栽培作物の選び方に悩んだこと、販売や農業経営方法に関する情報もつと欲しいことなど個人で経営する大変さも話されました。現在3人共同で「南原フルーツ定期便」を立ち上げて販路拡大に取り組んでいるそうです。

移住した方の中山間地や地域を守りたい！食を支え、元気を届けたい！と頑張っている話を聞いて大変ありがたいと感謝するとともに、就農者を応援する意味でも、地産地消が大切だと再認識した研修でした。

(農振部会 衣袋則子)





5月31日(土)、どおりいむ農園直売所にて「家庭菜園のススメ」が行われました。講師のベテラン農家さんの指導のもと、プランターでのハツカ大根、チンゲン菜、小松菜の寄せ植えに挑戦しました。講師が土と水の混ぜ方、種まきや間引きの仕方やコツを実演して丁寧に教えてくださいました。

土とプランターをいただいて帰り、さっそく家で種を蒔き、新聞紙をかけて発芽するのを待ちました。4日程で芽が出てきたので陽当たりの良い所に移動し、大きなのを楽しみにしていました。

途中、葉っぱの間引きで苗が倒れてしまったり、間隔も一定にならなかったりと難しかったですが、間引いた葉っぱをサラダにして食べました。

大きく成長するまでところどころ虫に食べられてしまいましたが、採れたてであることと自分が育てた喜びで格別美味しくいただくことができ、これぞまさしく家庭菜園だと思いました。

(農地利用最適化推進委員 樋口美弥子)

農家の経営と暮らしに役立つ！
農政・農業・農村の動き、問題をタイムリーに！！



- 発行日：毎週金曜日
- 購読料：新聞本誌＝月額700円(送料・税込)
(令和8年4月から900円に改定)
電子新聞＝月額500円(送料・税込)
(令和8年4月から700円に改定)
- 申込み：農業委員会事務局

地域農業の維持発展

「地域計画」を策定しました

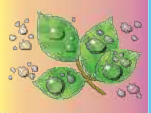
町HP
(地域計画)

地域計画とは、地域の農地を次世代に残し、地域農業の維持・発展を目指すため、将来の農地の在り方を明確にする計画です。この地域計画では、農地一筆ごとの将来の耕作者を示した「目標地図」も併せて作成しました。各集落における現状や課題、地域農業の将来像等についての話し合いのもと、令和7年3月に地域計画を策定しました。



ワークショップの様子

地域計画は策定がゴールではなく実践していくことが重要です。そのため、地域に即した計画となるよう基本的には今後も年一回の見直しを実施していきます。地域計画の内容は、町ホームページでご確認いただけます。

地域計画の策定に伴い
手続きにお時間がかかります

地域計画の区域内の農地において「農振除外」や「農地転用」を行う場合は、あらかじめ地域計画を変更する手続きが必要になります。そのため、「農振除外」や「農地転用」は、これまでより時間を要します。

農地転用のご計画の際は、お早めにご相談ください。
※「農振除外」・「農地転用」については7ページをご覧ください。

豊かな老後に備えて 農 業 者 年 金 に加入しましょう

なぜ農業者年金をおすすめるのか、iDeCo（個人型確定拠出年金）と比較してみました。農業者年金がメリットの大きい制度であることがお分かりいただけます。配偶者の方や女性の方も是非、ご検討ください。

農業者年金とiDeCoとの違い

◆加入条件は3つ

- ①年間60日以上農業従事者
- ②年齢が20～65歳未満の者
- ③国民年金第1号被保険者（保険料免除者を除く）

※ただし、付加年金（400円）に加入しなければなりません。

項 目	農業者年金	iDeCo（個人型確定拠出年金）
月額保険料	2万～6万7千円 ※35歳未満は1万円～ いつでも変更可	5千～6万8千円 ※国民年金基金と合算して 年1回変更可能
税制優遇	全額所得控除（社会保険料控除） 配偶者など生計を一にする者の掛金も 対象	全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除） 加入者本人の掛金のみ対象
運 用	農業者年金基金	本人
年金給付	終身年金	ほぼ有期年金 一時金受給も可
元本割れの措置	危険準備金からマイナス分を補填 （65歳以上裁定時）	無
死亡（遺族）一時金	非課税	みなし相続財産として相続税課税
事務費負担	無	有

詳しくは農業委員会事務局までお問い合わせください。

白鷹町農業委員会事務局受付窓口のご案内

町HP
(農業委員会)



- 農地法第3条許可申請（農地のままの権利移動）
農地の売買・贈与・交換・賃貸
- 農地法第4条許可申請（自己所有農地の転用）
農地を住宅・駐車場・車庫・資材置き場等への転用
- 農地法第5条許可申請（農地の権利移動を伴う転用）
他者の農地を住宅・駐車場・車庫・店舗等への転用
- 農地法第18条の規定による通知書
賃貸を伴う合意解約
- 農業経営基盤強化促進法
集積に伴う農地の貸借

各申請の提出締切日
毎月10日です。

土日祝の場合は、休前日となります

許可申請を予定されている方は、締切日にかかわらず余裕をもったの申請にご協力ください。

☆いずれかに該当する場合は、農業委員会事務局までご相談ください。☆

電話 [85-6128]

農地の無断転用は違反です!!

農地転用とは

農地を農地以外の用途に転用することです。
転用する場合は、原則として農地法の許可が必要です。

農地以外の用途…住宅や工場等の建物敷地、資材置場、
建設残土、駐車場など

許可を受けずに転用すると

違反転用となり、県や農業委員会からの是正指導があります。
それらに従わない場合は、工事の中止の勧告や現状復旧の命令、
罰則が適用になる場合があります。

罰 則………3年以下の懲役または300万円以下の罰金
(法人は1億円以下の罰金)

許可を受けるには

農地法第4条の許可（農地所有者と転用者が同一の場合）又は農地法第5条（農地所有者と転用者が異なる場合）の許可が必要となりますので、白鷹町農業委員会に農地転用許可申請書（山形県知事宛）を提出してください。

申請書の様式は、山形県又は白鷹町のホームページからダウンロードできます。
また、必要な添付書類についてもホームページでご確認ください。

なお、手続きについてご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

**違反転用を発見したら、
農業委員会に連絡してください!!**

【問い合わせ】農業委員会事務局 電話（85-6128）

転用をする前に農振除外の手続きが必要です！

農業振興地域・農用地区域内の農地転用は原則として認められません。やむを得ず転用が必要な場合は、転用手続きの前に、農用地区域からの除外手続き（申請）が必要となります。

申請締切りは、**3月31日** と **9月30日** の年2回です。

詳しくは… 農政課 農業振興係 電話 85-6107 まで



山形地方方法務局からのお知らせ

令和6年4月1日から **相続登記の申請が義務化されました**
～相続登記は不動産の所有者であることを公示する重要な手続きです～



法務省HP

所有者が亡くなったのに不動産の相続登記がされないため、持ち主が不明となることで生じる周辺地域の環境悪化や公共工事の阻害といった社会問題の解決のため義務化されました。

■相続登記の申請義務■

① 基本的ルール

相続（遺言も含む。）によって不動産を取得した相続人は、**その所有権を取得したことを知った日から3年以内に**相続登記の申請をしなければなりません。

② 遺産分割が成立した時の追加的ルール

遺産分割の話し合いがまとまった場合には、不動産を取得した相続人は、**遺産分割が成立した日から3年以内に**、その内容を踏まえた登記を申請しなければなりません。

※ ①・②ともに、正当な理由がないのに義務に違反した場合、10万円以下の過料の適用対象となります。

＜お問合せ先＞ 山形地方方法務局米沢支局 電話0238-22-2148（番号案内2番）

「農業委員・農地利用最適化推進委員」を 募集いたします。

農業委員会は、農業委員会等に関する法律に基づき、「農地等の利用の最適化の推進」を必須の業務として、農地の集積・集約化のほか、農地の賃貸借や売買、宅地等への転用許可に関する業務を行っております。

現在の委員は令和8年7月19日に3年の任期が終了するため、新たに第24期農業委員会の「農業委員」及び「農地利用最適化推進委員」を募集いたします。

1. 農業委員と農地利用最適化推進委員の役割

農業委員	農地利用最適化推進委員
1) 総会における議決	1) 要請がある場合のみ総会出席（議決権なし）
2) 農地パトロール	2) 農業委員と同じ
3) 地域計画	3) 農業委員と同じ
4) 各種会議・研修会への参加	4) 農業委員と同じ

2. 選出方法等

- 農業委員 推薦と公募により議会の同意を得て町長が任命
- 農地利用最適化推進委員 推薦と公募により農業委員会が委嘱

3. 農業委員と農地利用最適化推進委員の定員

- 農業委員 11名
- 農地利用最適化推進委員 5名
(蚕桑地区、鮎貝地区、荒砥・十王地区、鷹山地区、東根地区の担当地区毎に1名)

4. スケジュール(予定)

- 令和8年4月～ 推薦・募集（一か月間）
※募集期間の中間及び最終において、応募等の状況を公表いたします。
- 令和8年5月 評価委員会による評価
- 令和8年6月 選任案件の議会提案
- 令和8年7月 農業委員の任命、農地利用最適化推進委員の委嘱



【発行】
白鷹町農業委員会

委員 委員 委員 委員 副会長 部長
菅 衣 小 小 樋 児
原 袋 松 林 口 玉
政 則 晴 孝 金 匡
敏 子 治 次 郎 樹

農委広報「しらたか」

(農振部会 樋口金一郎)

昨年、経営効率のみならず、水源涵養や土砂災害防止といった多面的機能に貢献する中山間地域も維持しつつ、農業生産者と消費者として流通業者が「三方良し」となるよう、県選出の農林水産大臣の手腕に期待したいところです。

広報発行にあたり、取材や原稿作成にご尽力いただいた皆様に深く感謝申し上げます。

また、経営効率のみならず、水源涵養や土砂災害防止といった多面的機能に貢献する中山間地域も維持しつつ、農業生産者と消費者として流通業者が「三方良し」となるよう、県選出の農林水産大臣の手腕に期待したいところです。

「画」が策定され、実現に向けて新たな一歩を踏み出しました。

今後は農地の集約化により法人化が進み、将来的にはスマート技術の導入で農業体質を革新し、担い手不足については外国人材の雇用活用などによって、食料の安定供給を維持していくのではないかと考えます。

